

諮問第1号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	さわだ のりお 澤 田 範 雄
○ 任 期	平成22年9月30日任期満了 初就任 平成9年12月1日 4期（任期3年）
○ 推薦予定者	
諮問第2号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	やまだ けんじ 山 田 賢 治
○ 任 期	平成24年3月31日任期満了（現委員死亡のため） 初就任 平成18年1月1日 2期（任期3年）
○ 推薦予定者	
諮問第3号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	うえだ ちづこ 上 田 千 津 子
○ 任 期	平成22年9月30日任期満了 初就任 平成10年3月1日 4期（任期3年）
○ 推薦予定者	
諮問第4号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	わたなべ ふくこ 渡 邊 福 子
○ 任 期	平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期（任期3年）
○ 推薦予定者	
諮問第5号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	すみたに かずゆき 隅 谷 一 之
○ 任 期	平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期（任期3年）
○ 推薦予定者	
諮問第6号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	ひらの せいこ 平 野 誠 子
○ 任 期	平成22年9月30日任期満了 初就任 平成19年10月1日 1期（任期3年）
○ 推薦予定者	

◎ 地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

○ 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

① 給与所得に係る個人市民税の特別徴収

- ・ 65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に加算して給与からの特別徴収をできるようにする

② 個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する

- ・ 毎年新規投資額で100万円を上限に非課税口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等を非課税とする

(非課税対象)	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
(非課税投資額)	毎年、新規投資額で100万円を上限
(非課税投資総額)	最大300万円(100万円×3年間(平成24年～26年))
(非課税期間)	最長10年(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
(口座開設数)	年間1人1口座
(導入時期)	平成24年から実施される上場株式等の20%(住民税5%、所得税15%)本則税率化にあわせて導入

③ たばこ税の税率を改正

- ・ 3,298円/1,000本 → 4,618円/1,000本  
(旧3級品は、1,564円/1,000本 → 2,190円/1,000本)

・ 専 決 日 平成22年3月31日

・ 施 行 日 ①平成22年 4月1日  
②平成25年 1月1日  
③平成22年10月1日

- ◎ 地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。
- 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の改正
- ・ 改正の内容
    - ① 保険料賦課限度額の引き上げ
      - ・ 医療分  
470,000円 → 500,000円
      - ・ 後期高齢者支援金等分  
120,000円 → 130,000円
    - ② 非自発的失業者の負担の軽減  
(軽減内容)
      - ・ 国民健康保険料について、失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定  
(対象者)
      - ・ 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により離職した者）
      - ・ 雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した者）
  - ・ 専 決 日 平成22年3月31日
  - ・ 施 行 日 平成22年4月1日
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正に伴う所要の改正
- ・ 改正の内容
    - ① 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例（保険料算定において高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を反映）の延長  
平成20年度及び平成21年度  
→ 平成22年度から平成25年度までの各年度
    - ② 高医療費の指定市町村制度廃止に伴う、基礎賦課総額から減額する繰入金額の削除及びそれに伴う引用条番号の変更
    - ③ 引用法律名の変更
  - ・ 専 決 日 平成22年5月27日  
(国民健康保険法の改正が、子ども手当法案などの優先審議及び修正案提出により平成22年5月12日に成立が遅れたが、6月1日の保険料率の告示前に条例改正する必要があるため専決を行う)
  - ・ 施 行 日 ①② 公布の日  
③ 平成22年6月1日

議案第49号	茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
<p>○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>[育児のための時間外勤務の制限]</li> <li>① 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員で、その職員の配偶者が常態として子を養育することができる場合でも、その子を養育するために時間外勤務の制限の請求をすることができるよう改正</li> <li>② 任命権者は、3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合、基本的に時間外勤務をさせてはならないよう規定</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成22年6月30日</li> </ul>	
議案第50号	茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
<p>○ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>[育児休業制度取得要件の緩和]</li> <li>① 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得を請求できるよう改正</li> <li>[父親の育児休業取得の促進]</li> <li>② 子の出生日から57日以内に育児休業を取得した職員については、特例として再度育児休業を取得することができるよう規定</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成22年6月30日</li> </ul>	
議案第51号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
<p>○ 茨木市学童保育の運営に関する要綱を制定したことに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時職員の職種の名称変更</li> <li>留守家庭指導員 → 学童保育指導員</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成22年7月1日</li> </ul>	

議案第52号 茨木市市民農園条例の一部改正について

○ 彩都やまぶき地区及び島地区に市民農園を新設することに伴う所要の改正

・改正の内容

①彩都やまぶき地区

[名称及び位置]

名 称 彩都やまぶきふれあい農園  
位 置 茨木市大字粟生岩阪244番1

[初回利用期間]

平成22年9月1日から平成26年3月31日まで

[利用料金]

年 額 18,000円  
(平成22年9月1日から平成23年3月31日までは10,500円)

・施 行 日 平成22年9月1日

②島地区

[名称及び位置]

名 称 島ふれあい農園  
位 置 茨木市島三丁目3019番2

[初回利用期間]

平成22年10月1日から平成26年3月31日まで

[利用料金]

年 額 18,000円  
(平成22年10月1日から平成23年3月31日までは9,000円)

・施 行 日 平成22年10月1日

議案第53号 茨木市手数料条例の一部改正について

○ 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画認可事務について大阪府からの事務移譲に伴う所要の改正

・改正の内容

①砂利の採取計画認可申請等に対する審査手数料の追加

砂利採取計画認可申請手数料 37,700円/1件  
砂利採取計画変更認可申請手数料 17,000円/1件

②岩石の採取計画認可申請等に対する審査手数料の追加

岩石採取計画認可申請手数料 52,000円/1件  
岩石採取計画変更認可申請手数料 33,000円/1件

・施 行 日 平成22年10月1日

議案第54号	茨木市下水道条例の一部改正について	12～14頁参照
<p>○ 下水道使用料の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道使用料の算定基礎の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理費全額及び資本費の60%を使用料対象経費として算定し使用料を改定</li> <li>ただし、平成22年10月1日から平成24年3月31日までは経過措置として資本費の55%で算定した額</li> </ul> </li> <li>② 従量料金の区分の細分化及び統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(細分化) 31～50m<sup>3</sup> → 31～40m<sup>3</sup>、41～50m<sup>3</sup></li> <li>(統合) 1,001m<sup>3</sup>以上 → 501m<sup>3</sup>以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成22年10月1日</li> </ul>		
議案第55号	茨木市水道事業給水条例の一部改正について	12～14頁参照
<p>○ 水道料金の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 需要口径種別の一般用を3つに区分（専用、共用1、共用2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専用：共用1及び共用2以外</li> <li>・ 共用1：共同住宅、独身寮及び小売市場</li> <li>・ 共用2：中央卸売市場の施設</li> </ul> </li> <li>② 基本料金の区分について、共用1及び共用2の料金区分を設定</li> <li>③ 従量料金の区分の細分化及び統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(細分化) 31～50m<sup>3</sup> → 31～40m<sup>3</sup>、41～50m<sup>3</sup></li> <li>(統合) 1,001m<sup>3</sup>以上 → 501m<sup>3</sup>以上</li> </ul> </li> <li>④ 臨時使用の場合の概算料金の前納制度を廃止</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成22年10月1日</li> </ul>		
議案第56号	茨木市火災予防条例の一部改正について	
<p>○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池を追加</li> <li>② 引用条項番号の変更</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成22年12月1日</li> <li>② 公布の日</li> </ul> </li> </ul>		

議案第57号 茨木市耳原三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の制定について 15頁参照

○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る

建築物の制限内容

- ・用途… ①一戸建ての住宅  
②一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの  
③診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く）  
④①～③の建築物に附属する自動車車庫
- ・敷地面積… 100㎡以上
- ・高さ… 10m以下
- ・垣又はさくの構造… ①道路に面する垣又はさくは、生垣、ネットフェンス、鉄さく等  
②ブロック塀その他これに類するものは、高さが0.6m以下、門、門の袖で長さが2m以下
- ・罰則… 規定に違反した場合、500,000円以下の罰金
- ・施行日 公布の日

議案第58号 工事請負契約締結について（大池ポンプ場雨水自動除塵機更新工事）

- 契約の方法 指名競争入札
- 契約の金額 179,025,000円
- 契約の相手方 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 さいとう としや  
ドリコ株式会社 大阪支店 支店長 齊 藤 利 也
- 工事場所 茨木市野々宮二丁目20番20号
- 工事内容 雨水自動除塵機 幅：約2,900mm×深さ：3,700mm 6台
- 工事完了予定日 平成23年2月25日

報告第1号	茨木市事務報告について
○ 平成21年4月～平成22年3月における事務執行状況の報告	
報告第2号	市長の専決処分事項の指定に係る報告について
○ 平成21年度における地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定（平成17年3月25日議員発第5号議決）に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、同条第2項の規定による専決処分の報告 ・ 専決処分件数 14件	
報告第3号	平成21年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第4号	平成21年度財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第5号	平成21年度財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第6号	平成21年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第7号	平成22年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第8号	平成22年度財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第9号	平成22年度財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第10号	平成22年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告	
報告第11号	平成21年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 平成22年3月31日現在の業務状況の報告	



○ 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
全国瞬時警報システム 整備事業	2,600,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 2,600,000円
地域密着型介護施設 整備補助事業	154,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 26,250,000円 ・府支出金 127,750,000円
子ども手当システム 開発委託事業	16,905,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 16,905,000円
あけぼの学園営繕事業	20,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 一般財源 1,575,000円
保育所維持補修事業	11,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 10,134,000円 一般財源 866,000円
予防接種事業	26,460,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 12,600,000円 ・府支出金 6,300,000円 一般財源 7,560,000円
斎場維持補修事業	45,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 42,934,500円 一般財源 2,065,500円
道路維持事業	50,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 46,062,000円 一般財源 3,938,000円
大阪中央環状線防音壁 設置事業	95,000,000円	一般財源 95,000,000円
道路舗装事業	9,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 8,292,000円 一般財源 708,000円
道路簡易舗装事業	20,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 一般財源 1,575,000円
橋梁新設改良事業	25,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 23,032,000円 一般財源 1,968,000円
公園整備事業	23,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 21,189,000円 一般財源 1,811,000円
真砂・玉島台土地区画 整理事業	31,245,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 8,608,000円 ・地方債 16,100,000円 一般財源 6,537,000円

事業名	繰越額	財源内訳
街路整備事業	106,485,750円	未収入特定財源 ・国庫支出金 17,000,000円 ・地方債 15,300,000円 ----- 一般財源 74,185,750円
歩道設置事業	20,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 18,425,000円 ----- 一般財源 1,575,000円
高規格救急自動車購入事業	28,434,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 12,134,000円 ----- 一般財源 16,300,000円
水槽付消防ポンプ自動車購入事業	35,867,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 31,215,000円 ----- 一般財源 4,652,000円
小学校耐震診断・補強設計委託事業	49,699,000円	一般財源 49,699,000円
小学校校舎耐震補強ほか整備事業	1,122,175,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 727,073,000円 ・地方債 359,600,000円 ----- 一般財源 35,502,000円
安威小学校公共下水道接続事業	15,953,000円	一般財源 15,953,000円
中学校耐震診断・補強設計委託事業	40,360,500円	一般財源 40,360,500円
中学校校舎耐震補強ほか整備事業	465,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 374,506,000円 ・地方債 85,700,000円 ----- 一般財源 4,794,000円
公民館維持補修事業	21,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 19,347,000円 ----- 一般財源 1,653,000円
青少年野外活動センター維持補修事業	23,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 21,189,000円 ----- 一般財源 1,811,000円
市民プール維持補修事業	32,000,000円	未収入特定財源 ・国庫支出金 28,003,500円 ----- 一般財源 3,996,500円
合計	2,489,184,250円	未収入特定財源 ・国庫支出金 1,504,349,000円 ・府支出金 134,050,000円 ・地方債 476,700,000円 ----- 一般財源 374,085,250円

報告第13号 平成21年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について

○ 地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
道路新設・改良事業	108,756,400円	一般財源 108,756,400円
合計	108,756,400円	一般財源 108,756,400円

報告第14号 平成21年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について

○ 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
公共下水道整備事業	150,207,500円	未収入特定財源 ・国庫支出金 75,054,000円 ・地方債 67,500,000円 ----- 一般財源 7,653,500円
合計	150,207,500円	未収入特定財源 ・国庫支出金 75,054,000円 ・地方債 67,500,000円 ----- 一般財源 7,653,500円

報告第15号 平成21年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

○ 地方公営企業法第26条第3項の規定による予算繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
西穂積配水場5号配水池 防水工事	84,970,000円	損益勘定留保資金 84,970,000円
合計	84,970,000円	損益勘定留保資金 84,970,000円

## 下水道使用料及び水道料金の改定について

### 1 下水道使用料の改定

#### (1) 改定の趣旨

近年の公共下水道事業は、一般家庭の節水意識向上や大規模工場の撤退、事業の縮小等による下水道使用料の減少により厳しい経営を強いられていることから、下水道財政の健全化のため下水道使用料の改定を行う。

#### (2) 使用料算定期間

平成22年度～平成26年度（5年間）

#### (3) 平均改定率

23.3%

資本比率60%：25.1%（平成24年4月～）

（暫定55%：19.9%（平成22年10月～平成24年3月））

#### (4) 見直しの概要

①資本費の算入率を段階的に引き上げ、経費負担区分の適正化を図る。

（資本比率）60%：平成24年4月～

（暫定55%：平成22年10月～平成24年3月）

②負担の公平性、事業経営の安定性を考慮し、累進度を段階的に下げる。

（累進度） 現行：2.72 （暫定55%：2.68） 60%：2.66

③従量料金の水量区分の細分化及び統合

（分解）31～50 m<sup>3</sup> → 31～40 m<sup>3</sup>、41～50 m<sup>3</sup>

（統合）1,001 m<sup>3</sup>以上 → 501 m<sup>3</sup>以上

#### (5) 新旧対照表

【単位：円／月、％】

階層(m <sup>3</sup> )	区分	資本比率60%				資本比率55%			
		現行 A	改定 B	差額 B-A	増減率 B/A-1	現行 A	改定 B	差額 B-A	増減率 B/A-1
1～	10	29	36	7	24.1	29	35	6	20.7
11～	20	72	95	23	31.9	72	90	18	25.0
21～	30	91	121	30	33.0	91	114	23	25.3
31～	40	103	137	34	33.0	103	130	27	26.2
41～	50		143	40	38.8		137	34	33.0
51～	100	135	180	45	33.3	135	171	36	26.7
101～	500	147	196	49	33.3	147	186	39	26.5
501～	1,000	164	213	49	29.9	164	206	42	25.6
1,001～	183								
浴場		18	23	5	27.8	18	22	4	22.2
基本料金		383	440	57	14.9	383	420	37	9.7
累進度		2.72	2.66	△ 0.06	△ 2.2	2.72	2.68	△ 0.04	△ 1.5

## 2 水道料金の改定

### (1) 改定の趣旨

給水人口が増加するにもかかわらず、近年の使用水量は減少傾向を示していることから、将来にわたって水道財政の安定化を図るため、水道事業の経営健全化による累積利益と府の受水単価の値下げによる利益を還元できる機会を利用し、料金体系の見直しを行う。

### (2) 料金算定期間

平成 22 年度～平成 26 年度（5 年間）

### (3) 平均改定率

△17.7%（うち、本市独自分△11.9%、府の値下げ分△5.8%）

### (4) 見直しの概要

①収入の安定を図るため、基本料金の引き上げと従量料金の引き下げによる収入配分を見直す

（基本・従量比）18.3%：81.7% → 31.5%：68.5%

②大口使用者の地下水利用への転換に歯止めをかけるため、従量料金の逓増度を緩和する

（最高単価・逓増度）397 円・6.96 倍 → 250 円・4.55 倍

③共同住宅等において負担の公平性を図るため、市が設置した 1 個のメーターを共用で使用する場合の基本料金を新たに設定する

（計算方法）市メーターの基本料金×1 個

→ 共用 1 もしくは 2 の基本料金×入居戸数

④小口使用者の節水努力に対する配慮と逓増度の緩和を図るため、従量料金の水量区分の細分化及び統合する

（分解）31～50 m<sup>3</sup> → 31～40 m<sup>3</sup>、41～50 m<sup>3</sup>

（統合）1,001 m<sup>3</sup>以上 → 501 m<sup>3</sup>以上

⑤事務の簡素化を図るため臨時使用の場合における概算料金の前納制度を廃止する

### (5) 新旧対照表

【単位：円/月、%】

基本料金						従量料金						
需要口径種別		現 行 A	改 定 B	差 額 B-A	改定率 B/A-1	区 分		現 行 A	改 定 B	差 額 B-A	改定率 B/A-1	
一 般 用	専 用	13mm	455	500	45	9.9	第1段	1～10m <sup>3</sup>	57	55	△2	△3.5
		20mm	770	850	80	10.4	第2段	11～20m <sup>3</sup>	132	80	△52	△39.4
		25mm	1,280	1,350	70	5.5	第3段	21～30m <sup>3</sup>	217	130	△87	△40.1
		40mm	6,400	26,000	19,600	306.3	第4段	31～40m <sup>3</sup>	276	170	△106	△38.4
		50mm	9,800	42,000	32,200	328.6		41～50m <sup>3</sup>		200	△76	△27.5
		75mm	25,800	120,000	94,200	365.1	第5段	51～100m <sup>3</sup>	338	220	△118	△34.9
		100mm	44,400	250,000	205,600	463.1	第6段	101～500m <sup>3</sup>	367	240	△127	△34.6
		150mm	101,700	620,000	518,300	509.6	第7段	501～1,000m <sup>3</sup>	386	250	△136	△35.2
		200mm	149,900	3,000,000	2,850,100	1,901.3	第8段	1,001m <sup>3</sup> ～			397	△147
		共用 1	—	450	—	—	逓 増 度		6.96倍	4.55倍	—	—
	共用 2	—	11,000	—	—	臨 時 用		700	500	△200	△28.6	
臨 時 用	一般用の とおり	—	—	—	—	—		—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	

### (6) 関連規定の改正（施行日 平成 23 年 4 月 1 日）

受水槽方式の共同住宅等については、集中検針盤と各戸メーターの設置を条件に各戸検針を実施しているが、当該条件を廃止し、各戸メーターを公設化する。

### 3 水道料金及び下水道使用料改定の影響

#### (1) 一般家庭への影響(メーター口径20mmの場合)

【単位：円/月、%】

1ヶ月 当たり 使用水量	下水道使用料(資本比率60%)				水道料金(口径20mm)				合 計			
	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率
10m <sup>3</sup>	673	800	127	18.9	1,340	1,400	60	4.5	2,013	2,200	187	9.3
20m <sup>3</sup>	1,393	1,750	357	25.6	2,660	2,200	△460	△17.3	4,053	3,950	△103	△2.5
30m <sup>3</sup>	2,303	2,960	657	28.5	4,830	3,500	△1,330	△27.5	7,133	6,460	△673	△9.4
40m <sup>3</sup>	3,333	4,330	997	29.9	7,590	5,200	△2,390	△31.5	10,923	9,530	△1,393	△12.8
50m <sup>3</sup>	4,363	5,760	1,397	32.0	10,350	7,200	△3,150	△30.4	14,713	12,960	△1,753	△11.9
口径別 平均水量	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率
19m <sup>3</sup>	1,321	1,655	334	25.3	2,528	2,120	△408	△16.1	3,849	3,775	△74	△1.9

#### (2) 大口需要への影響(メーター口径40mmの場合)

【単位：円/月、%】

1ヶ月 当たり 使用水量	下水道使用料(資本比率60%)				水道料金(口径40mm)				合 計			
	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率
50m <sup>3</sup>	4,363	5,760	1,397	32.0	15,980	32,350	16,370	102.4	20,343	38,110	17,767	87.3
100m <sup>3</sup>	11,113	14,760	3,647	32.8	32,880	43,350	10,470	31.8	43,993	58,110	14,117	32.1
200m <sup>3</sup>	25,813	34,360	8,547	33.1	69,580	67,350	△2,230	△3.2	95,393	101,710	6,317	6.6
500m <sup>3</sup>	69,913	93,160	23,247	33.3	179,680	139,350	△40,330	△22.4	249,593	232,510	△17,083	△6.8
1,000m <sup>3</sup>	151,913	199,660	47,747	31.4	372,680	264,350	△108,330	△29.1	524,593	464,010	△60,583	△11.5
口径別 平均水量	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率	現行	改定	差額	増減率
258m <sup>3</sup>	34,339	45,728	11,389	33.2	90,866	81,270	△9,596	△10.6	125,205	126,998	1,793	1.4

#### (3) 合計改定率

下水道使用料	23.3%
水道料金	△17.7%
合 計	△3.0%

### 耳原三丁目地区地区計画 計画図

